

調達要求番号：

仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号 - 1 2 0
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作 成	令和6年11月1日
	変 更	
	作成部隊等名	福岡駐屯地業務隊

1 総 則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊の福岡駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業，食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は，次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて，補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて，補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し，作業従事者の管理，技術指導，官側との交渉等に従事する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設，器材を使用して，食器・配食缶類の洗浄，食堂（事務室，厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業，並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において，洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが，災害等の不測事態，訓練等により食数の増減，喫食事間の変更をする場合、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求**2.1 作業の条件****2.1.1 受託者の作業条件**

受託者の作業条件は，次による。

- a) 日々の作業において，現場責任者を1名配置するものとし，官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「福岡駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として，本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上，自らの判断で算定し，示された時期までに作業従事者勤務割振表を提出し，官側の同意を得ることとする。この際、作業従事者勤務割振表に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。
- b) 作業従事者については，身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに，事故防止秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。
- 1) 作業用被服類，食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - 2) 保健衛生用消耗品
 - 3) その他，官側の準備するもの以外全て
別紙第3「(食器洗浄及び清掃作業業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」
 - 4) 猛暑日及び食器洗浄室等の蒸気等により空調で賄えない室温となった場合の作業従事者の健康被害を防止するための冷風服，ネックウォーマー，冷感シャツ等に対処資材については，受託者負担とする。
- d) 器材などの使用に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検，使用後の点検・手入れによって，器材の故障を未然に防止する。なお，施設及び器材などの維持，修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い，故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は，速やかに監督官又は検査官に報告するとともに，受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは，本業務以外に使用してはならない。

2.1.2 作業従事者の服務

作業従事者の福岡駐屯地内における一般的な遵守事項は，隊員に準ずるものとする。

2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は，次による。

- a) 日本国籍を持ち，心身ともに作業に支障のない者。
- b) 現場責任者は，所在を明確にするため常時腕章又はこれに類するもの(帽子等)を装着する。

2.2 作業の内容

2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機，洗剤などを使用して洗浄し，食器かごなどに分類・整理して収納の上，指定の場所に格納する。この際，食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽，洗剤などを使用して洗浄し，指定の場所に格納する。この際，保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機，水槽，その他洗浄に使用した器材・用具は，使用後に洗浄・手入れし，指定の場所に格納する。
- d) 作業終了後，食器洗浄室を清掃する。

2.2.2 食堂(事務室，厨房及び糧食保管庫を除く。)の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後，食卓，椅子，食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後，食堂の床，ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 作業終了後，清掃器材・用具を手入れし，指定の場所に格納する。

2.3 作業量

- 2.3.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は，表1を基準とする。

表 1

種 類		月					
		作業区分					
		1日当たりの平均予定数量					
		平 日			休 日		
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
食器類	飯わん	275個	467個	316個	0個	161個	156個
	汁わん	275個	467個	316個	0個	161個	156個
	菜皿又は洋皿	275個	467個	316個	0個	161個	156個
	小皿	1個	61個	22個	0個	6個	4個
	小鉢	275個	467個	316個	0個	161個	156個
	湯のみ	275個	467個	316個	0個	161個	156個
	盆	275個	467個	316個	0個	161個	156個
	はし	275個	467個	316個	0個	161個	156個
食缶類	食缶（飯用）	0個	0個	0個	0個	0個	0個
	食缶（汁用）	0個	0個	0個	0個	0個	0個
	食缶（菜用）	0個	0個	0個	0個	0個	0個
注 記							

※ 各種類の食器に対する年間平均の洗浄実績値

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表2を基準とする。

表 2

区 分	面積又は数量
食 堂	1 0 9 4 . 9 1 m ²
食 器 洗 浄 室	1 4 6 . 5 m ²
食 卓	1 7 2 個
い す	6 8 8 個
食卓備付品	1 7 2 組

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表 3

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	0 6 時 0 0 分	0 8 時 0 0 分
昼 食 作 業	1 0 時 0 0 分	1 4 時 0 0 分
夕 食 作 業	1 7 時 0 0 分	1 9 時 0 0 分

2.5 その他

作業の内容，作業量，作業開始時刻及び終了時刻については，日々の監督官が作業の都度指示する。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間，作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は，現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 各食の作業が終了したときは，検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	・献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	・作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか ・業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか
朝，昼，夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	・官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか
朝，昼，夕各食の清掃作業時	清掃状況	・官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか（調味料の補充も含む）
朝，昼，夕各食の作業終了時	器材洗浄及び食堂内の清掃状況	・官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか
		・器具当の員数は不足していないか
		・指定した数量の食器、食缶及び食堂・厨房内の清掃を時間合に洗浄・清掃したか

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は，次による。

- a) 受託者は，厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下，“マニュアル”という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき，作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し，損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は，官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し，不適格と指示した者は，就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の，新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに，必要な検査費用等は，受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始 7日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月10日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始の7日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の7日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月7日まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

4.3 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

4.4 受託者の現地指導

受託者は月1回以上、駐屯地糧食班へ赴き、官側立会いの下、食器洗浄・清掃作業等の状況把握を実施するとともに、作業従事者に対する現地指導を行い、官側と給食業務の履行確行のための協議を実施するものとする。

4.5 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（1四半期）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1人当たり 食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計(食) A		作業人員 合計(人) B	1人当たりの 作業時間(時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
4月	平日	朝	534	106	386	7721	(1・4)	57	4	228	135.5
		昼	692	105	393	7866	(1・4)	84	4	336	93.6
		夕	551	105	314	6273	(1・4)	61	4	244	102.8
		計	-	-	-	21860	-	202	-	808	-
	休日	朝	539	89	393	3926	(1・2)	36	2	72	109.1
		昼	643	95	467	4671	(1・4)	49	4	196	95.3
		夕	561	94	408	4083	(1・4)	32	4	128	127.6
		計	-	-	-	12680	-	117	-	396	-
5月	平日	朝	992	326	511	8679	(1・4)	46	4	184	188.7
		昼	1367	150	573	9745	(1・4)	56	4	224	174.0
		夕	880	153	420	7136	(1・4)	39	4	156	183.0
		計	-	-	-	25560	-	141	-	564	-
	休日	朝	890	87	368	5145	(1・2)	43	2	86	119.7
		昼	1263	98	421	5897	(1・4)	99	4	396	59.6
		夕	967	100	369	5169	(1・4)	44	4	176	117.5
		計	-	-	-	16211	-	186	-	658	-
6月	平日	朝	556	225	390	8584	(1・4)	60	4	240	143.1
		昼	596	114	309	6788	(1・4)	84	4	336	80.8
		夕	533	120	262	5761	(1・4)	67	4	268	86.0
		計	-	-	-	21133	-	211	-	844	-
	休日	朝	585	355	441	3531	(1・2)	28	2	56	126.1
		昼	621	306	470	3758	(1・4)	32	4	128	117.4
		夕	552	332	443	3546	(1・4)	28	4	112	126.6
		計	-	-	-	10835	-	88	-	296	-

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（2四半期）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1人当たり 食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計(食) A		作業人員 合計(人) B	1人当たりの 作業時間(時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
7月	平日	朝	555	226	356	7118	(1・4)	34	4	136	209.4
		昼	590	111	308	6160	(1・4)	77	4	308	80.0
		夕	544	111	249	4975	(1・4)	61	4	244	81.6
		計	-	-	-	18253	-	172	-	688	-
	休日	朝	601	357	432	4755	(1・2)	42	2	84	113.2
		昼	619	378	487	5359	(1・4)	57	4	228	94.0
		夕	542	345	433	4764	(1・4)	44	4	176	108.3
		計	-	-	-	14878	-	143	-	488	-
8月	平日	朝	381	99	261	4173	(1・4)	43	4	172	97.0
		昼	508	96	274	4376	(1・4)	56	4	224	78.1
		夕	370	96	200	3203	(1・4)	53	4	212	60.4
		計	-	-	-	11752	-	152	-	608	-
	休日	朝	401	96	219	3290	(1・2)	42	2	84	78.3
		昼	505	90	259	3886	(1・4)	58	4	232	67.0
		夕	367	88	202	3032	(1・4)	58	4	232	52.3
		計	-	-	-	10208	-	158	-	548	-
9月	平日	朝	494	224	322	7082	(1・4)	38	4	152	186.4
		昼	534	113	295	6487	(1・4)	77	4	308	84.2
		夕	436	114	246	5413	(1・4)	65	4	260	83.3
		計	-	-	-	18982	-	180	-	720	-
	休日	朝	506	325	399	3188	(1・2)	32	2	64	99.6
		昼	540	312	421	3367	(1・4)	40	4	160	84.2
		夕	489	315	383	3066	(1・4)	30	4	120	102.2
		計	-	-	-	9621	-	102	-	344	-

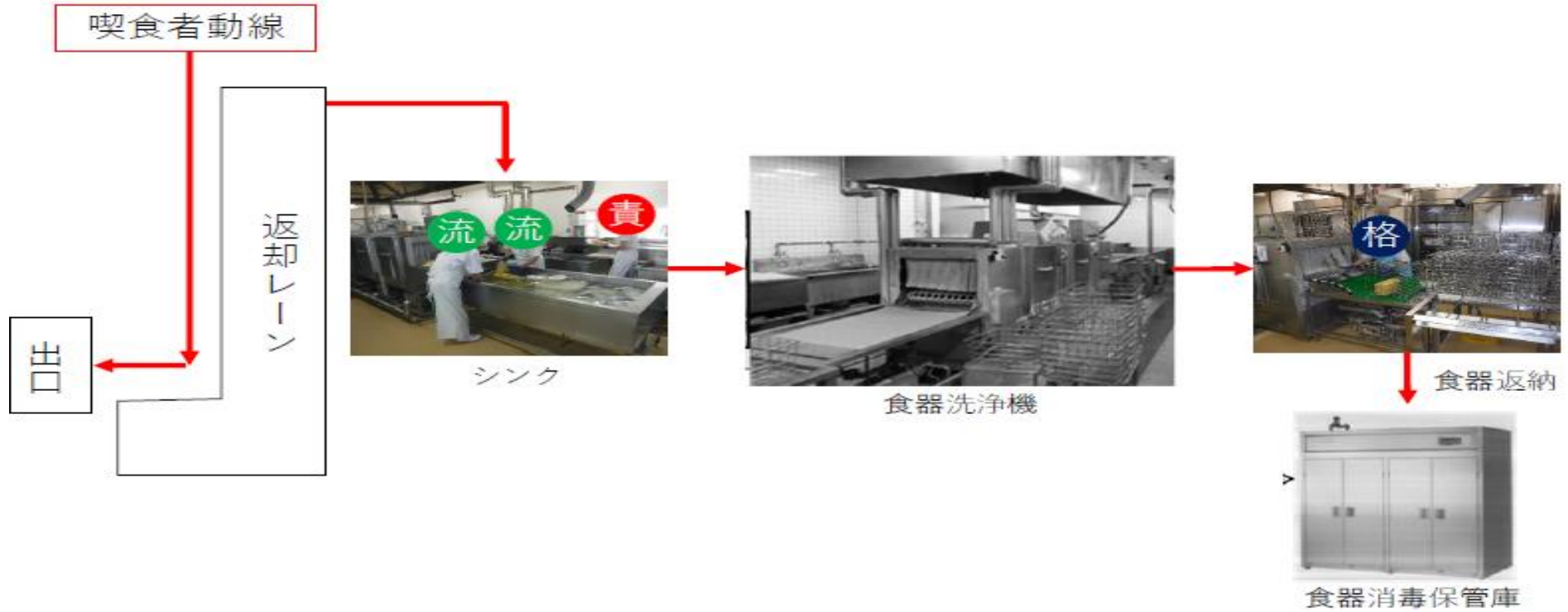
令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（3四半期）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1人当たり 食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計(食) A		作業人員 合計(人) B	1人当たりの 作業時間(時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
10月	平日	朝	470	273	353	7422	(1・4)	48	4	192	154.6
		昼	486	124	307	6437	(1・4)	96	4	384	67.1
		夕	457	119	265	5575	(1・4)	71	4	284	78.5
		計	-	-	-	19434	-	215	-	860	-
	休日	朝	457	270	393	3928	(1・2)	36	2	72	109.1
		昼	511	169	428	4275	(1・4)	57	4	228	75.0
		夕	471	141	387	3874	(1・4)	40	4	160	96.9
		計	-	-	-	12077	-	133	-	460	-
11月	平日	朝	589	260	407	8130	(1・4)	48	4	192	169.4
		昼	629	127	374	7473	(1・4)	96	4	384	77.8
		夕	567	13	297	5933	(1・4)	68	4	272	87.3
		計	-	-	-	21536	-	212	-	848	-
	休日	朝	501	310	397	3972	(1・2)	32	2	64	124.1
		昼	568	199	449	4494	(1・4)	112	4	448	40.1
		夕	565	153	405	4046	(1・4)	37	4	148	109.4
		計	-	-	-	12512	-	181	-	660	-
12月	平日	朝	587	152	411	7403	(1・4)	36	4	144	205.6
		昼	587	113	375	6743	(1・4)	78	4	312	86.4
		夕	577	113	320	5755	(1・4)	64	4	256	89.9
		計	-	-	-	19901	-	178	-	712	-
	休日	朝	651	112	300	3894	(1・2)	24	2	48	162.3
		昼	630	109	306	3972	(1・4)	58	4	232	68.5
		夕	654	106	297	3857	(1・4)	45	4	180	85.7
		計	-	-	-	11723	-	127	-	460	-

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（4四半期）

月	区分		食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1人当たり 食数 A÷B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計(食) A		作業員 合計(人) B	1人当たりの 作業時間(時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
1月	平日	朝	586	259	411	6158	(1・4)	37	4	148	166.4
		昼	733	164	448	6721	(1・4)	71	4	284	94.7
		夕	569	154	365	5469	(1・4)	53	4	212	103.2
		計	-	-	-	18348	-	161	-	644	-
	休日	朝	519	105	255	4076	(1・2)	32	2	64	127.4
		昼	615	105	282	4508	(1・4)	69	4	276	65.3
		夕	524	101	250	4007	(1・4)	55	4	220	72.9
		計	-	-	-	12591	-	156	-	560	-
2月	平日	朝	493	211	361	6502	(1・4)	44	4	176	147.8
		昼	600	132	363	6532	(1・4)	75	4	300	87.1
		夕	502	132	285	5132	(1・4)	60	4	240	85.5
		計	-	-	-	18166	-	179	-	716	-
	休日	朝	496	258	359	3588	(1・2)	28	2	56	128.1
		昼	687	157	401	4006	(1・4)	48	4	192	83.5
		夕	496	151	335	3349	(1・4)	37	4	148	90.5
		計	-	-	-	10943	-	113	-	396	-
3月	平日	朝	457	176	309	6797	(1・4)	48	4	192	141.6
		昼	572	121	345	7580	(1・4)	92	4	368	82.4
		夕	452	121	256	5625	(1・4)	74	4	296	76.0
		計	-	-	-	20002	-	214	-	856	-
	休日	朝	430	223	383	3448	(1・2)	32	2	64	107.8
		昼	640	131	451	4056	(1・4)	39	4	156	104.0
		夕	450	128	357	3210	(1・4)	35	4	140	91.7
		計	-	-	-	10714	-	106	-	360	-

福岡駐屯地隊員食堂における食器洗人員の配置（基準）（一例）



主な任務等	隊員食堂 合計人員	幹部食堂 合計人員	総合計
責 責任者（全般指示、シンクへ食器入込兼任）	1	1	5
流 シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流しいれ	2		
格 洗浄が完了した食器をかごに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1		

「（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」

No	使用区分	品名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	白物食器については酵素系漂白剤を使用
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒、食卓・卓上品・椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル、布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
19	食堂・食器洗浄室清掃用	ゴミ袋	配食等で発生したゴミ等（春日市指定ゴミ袋）
20	食堂・食器洗浄室清掃用	水性ワックス	食堂床（施設維持として月1回のワックスがけ）
21	食堂・食器洗浄室清掃用	メラミンスポンジ	
22	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	手洗い石鹸液	厨房入口、トイレ等
24	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
25	官民共用	トイレトペーパー	トイレ等

※22 から 25 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整